ことができ、

本件審判の主文は、監護

いても具体的な定めがあるものとみる

未成年者らの引渡方法等につ

නුමමමමමමමමමම

をした事案である。

連絡方法を秘

認識になっていたことが認められる を引き渡すことが当事者双方の共通の

(相手方もFPIC乙の職員が未成年

者らを送迎することになってい

たこと

抗告人は、 同職員が

未成

いたところ、

○離婚後に未成年者らの親権者 渡しの方法が特定されていな が認容された事例 れた場合に、未成年者らの引 ために間接強制が申し立てら の面会交流を全く履行しない められた未成年者らと元夫と とされた元妻が家事審判で定 消され、 として却下 間接強制の申立て した原決定が取

(常P五〇一号、平25・10・25決定原審さいたま家裁久喜出張所平二五原審さいたま家裁久喜出張所平二五の四号、平26・3・13民一四部決定、取消(艦定)

会交流の日時、

履行一回につき二五万円の割合による 示された債務を履行しないとして、不判(以下「本件審判」という。) に表 告人 長男及び長女との面会交流を命ずる審 乙市内において二か月に一回二時間の して裁判離婚し (債務者) に対して、 (一〇歳) の親権者を (債権者) が、 が、元妻である相手方した夫婦の元夫である抗 長男 (一二歳) 及び長 相手方が、 いず ,れも母と 甲県

お

ものであることが認められるから、

では、上記のような定め方がなされた

り、そのことを前提として、 き渡すということで黙示の合意が がFPIC乙の職員に未成年者らを引

金員の支払を求める間接強制の申立て は と命 には、 相手方は、 することが前提とされて 抗告人が面会交流の日程を

債権

は、甲県乙市内において面会を実施等については、本件審判の主文(3)でい。これに対して、子の引渡しの方法い。これに対して、子の引渡しの方法については、監護親である相手方がす の主文(2)には、相手方が抗告人又は抗い。しかしながら、他方で、本件審判に、未成年者らの引渡場所等は、そのが、未成年者らがの引渡場所等は、その会わせることができるとされている 予め指定した者とはFPIC乙の職員 告人が予め指定した者に対し未成年者 らを引き渡すことが明記されて 面会交流を支援する第三者を立ち 相手方が同職員に未成年者ら 一件記録によれば、 抗告人が おり、

関係の下においては、面会交流の実施かであること、このような本件の事実

者らを送り届けるしかないことも明ら

況であるから、相手方側においてFP 未成年者らを迎えに行きようもない状

IC乙のファミリー

相談室まで未成年

所を秘匿して教えようとしていない

 \mathcal{O}

抗告人やFPIC乙の職員が

抗告人やFPIC乙の職員に対して住

たなどと主張しているが、そもそも

迎えに来るはずなのに、迎えに来な

IC乙の職員が未成年者らを

わせも進展しなかったこと、

相手方

来訪しないよう申し入れるなどしたた

面会交流に必要な具体的な打ち合

に必要な子の引渡しの方法につい

7

ŧί

抗告人と相手方との間で、

相手方

あ

が明っ

接強制決定をすることができると解す は、上記審判に基づき監護親に対し間定に欠けるところがないといえる場合 子の引渡しの方法等が具体的に定めら れているなど監護親がすべき給付の特 ずる審判において、面会交流の日時又 することを許さなければならない 護親に対し非監護親が子と面会交流 原審(本号後掲三二) 各回の面会交流時間の長さ、 張して、 てを却下 及び未成年者らの受渡場所を指定でき に終始しているから、このような場合 本的な義務を履行せず、不誠実な対応匿したりするなど、債務者としての基 者である抗告人が面会交流の開始時間 連絡しても無視したり、 本件審判の主文について、

本件審判は

乙に対し、

相手方の実家に連絡したり 相手方が怒って、FPIC

としたが、

せるため相手方と打ち合わせをしよう 年者らと抗告人との面会交流を実現さ 相手方の実家を訪れるなどして、 FPIC乙の職員に依頼し、 を認めている。)」こと、

そのよう

照。以下「最高裁決定1」という。)三・八六四、本誌二一九一・三九参3・28〔平二四鮒四八号〕民集六七・るのが相当である」(最一決平25・ 用し、その職員が未成年者らの送迎を 間接強制をすることができないと判断 はないが、子の引渡しの方法は、相手り、これらの点の特定に欠けるところ 問題情報センター(FPIC)乙を利 が十分に特定されているとはいえず、て、債務者である相手方がすべき給付 長さについては主文に明示されてお とした上で、本件審判においては、面 者に引き渡すことが定められているの 方が抗告人又は抗告人が予め指定した これに対し、抗告人は、本件審判に いては、抗告人が公益社団法人家庭 明示されているものではない 抗告人の本件申立てを却下した。 具体的な引渡しの日時、 頻度、面会交流時間の 場所等 ح であり、 しかも、 は頻度及び各回の面会交流時間の長さ三 本決定は、「面会交流の日時又 に欠けるところはないから、 相手方のなすべき債務としての特定性 に合理的な解釈をすれば、 るものと解釈すべきであり、 抗告をしたものである。 した原決定は不当であると主ところはないから、本件申立

以下「最高裁決定2」という。)は、七号〕(裁判集民事二四三・二七一、七号)(裁判集民事二四三・二七一、することができるとした。これに対することができるとした。これに対 は、面会交流終了時に、受渡場所におは、面会交流に立ち会わず、非監護親は、面会交流に立ち会わず、非監護親にで、受渡場所において子を非監護親に付近とし、監護親は、面会交流開始時 て、監護親と非監護親間で協議して定方法等は、子の福祉に慎重に配慮し に引き渡すことを当面の原則と 終了時間に同場所において子を監護親 で子を非監護親に会わせ、 面会交流の開始時に所定の喫茶店の前 すこととする、⑵監護親は、 子の様子を見ながら徐々に時間を延ば 初は一時間程度から始めることとし、 一時から午後五時まで)とするが、 翌日に、半日程度(原則として午前一 に一回程度、原則として第三土曜日の る調停調書に、 護親と子が面会交流をすることを定め 非監護親と監護親との間において非監 特定に欠けるところはないといえるか 法の定めにより監護親がすべき給付の 会交流時間の長さ及び子の引渡しの方 について、面会交流の日時、各回の面 いて子を監護親に引き渡すとした審判 議が調わないときは、所定の駅改札口 面会交流の具体的な日時、 上記審判に基づき間接強制決定を (1)面会交流は、二か月 非監護親は 上 記 (1) 最 \mathcal{O}

廷は、平成二五年三月二八日、三件のきるか否かについて、最高裁第一小法

間接強制による強制執行の申立てがでを債務者が履行しない場合、債権者が

判に基づき監護親に対し間接強制決定の下では、監護親がすべき給付が十分の下では、監護親がすべき給付が十分にら定められていないなど判示の事情がのが、子の引渡しの方法については 審判において、面会交流の頻度等につことを許さなければならないと命ずることを許さなければならないと命ずる一・四六(①事件)参照)は、監護親 はで をすることはできないとした。 一回につき六時間とする旨定められてき一か月に二回、土曜日又は日曜日に 集民事二四三・二六一、本誌二一九25・3・28 (平二四歸四一号) (裁判 監護親に対し間接強制決定をすること 親がすべき給付が十分に特定されていめると定められているだけでは、監護 るとはいえず、 きないとした。また、 上記調停調書に基づき 最一決平

流につ

74

面会交流を命じた審判や面会交 いて合意が成立した調停の内容

5

は、

て定められた義務を履行しないとき り消した上、相手方が本件審判におい が相当であると判断して、原決定を取 に欠けるところはないものと認めるの 親である相手方がなすべき給付の特定

未成年者一人の不履行一回につき

二万円の支払を相手方に命じた。

双方の共通の認識になっていたことな に未成年者らを引き渡すことが当事者 を引き渡すことが明記されており、 人が予め指定した者に対し未成年者ら 的に特定されてはいない 渡場所等について、その記載上は具体 本件審判の主文では、 ものと考えられるところ、 決定1と最高裁決定2の間に位置する から見ると、本決定の事案は、 監護親がすべき給付の特定性の程度 C乙の職員であり、 抗告人が予め指定した者とはFP 相手方が抗告人又は抗告 相手方が同職員 未成年者らの引 が、 本決定は、 本件審判 最高裁 ま

接強制決定をすることができると説示は、上記審判に基づき監護親に対し間

定に欠けるところがないといえる場合

れて

いるなど監護親がすべき給付の特

は頻度、

各回の面会交流時間の長さ、

ずる審判において、

面会交流の日時又

することを許さなければならないと命 護親に対し非監護親が子と面会交流を 決定をしている。最高裁決定1は、監

子の引渡しの方法等が具体的に定めら

ところはないと判断したものである。 相手方がなすべき給付の特定に欠ける 渡方法等についても具体的な定めが 方がなされたものであることが認めら て、本件審判の主文は、 れるから、実質的に、未成年者らの引 の合意があり、そのことを前提とし 成年者らを引き渡すということで 方法についても、 面会交流の実施に必要な子の引渡しの どの本件の事実関係の下においては、 るものとみることができるのであっ 本件審判では、 相手方がFPIC乙の職員に未 抗告人と相手方との 上記のような定め 監護親である 黙示 あ

の点、 であろうが、間接強制の場合は、一定れていることが必要な場合がほとんど 行すべき内容の細部まで事前に決定さ 応変の対応が望まれるからである。くなることもないわけではなく、庭 調や学校等での行事等で急に都合が悪 ではない。特に未成年者と非監護親と が。)、細かく定めすぎるのも、 解することができないわけではない高裁決定がそのような趣旨のものと理 の第三者が実行するのであるから、 の面会交流においては、 ていなければならないとする見解もな まで疑問の余地がないように定めら 間接強制の要件を厳格に解して、 三条が改正された経緯等を強調して、 わけではないであろうが(前記の最 この点については、民事執行法一七 代替執行の場合には、執行官等 未成年者の 実際的 臨機 めら 和 和 履 体

27

渡場所は、監護親の自宅以外の場所と 監護親が定めた場所とする、(2)子の受 祉を考慮して非監護親の自宅以外の非

当事者間で協議して定めるが、

ら午後四時までとし、

場所は、子の福

毎月第二土曜日の午前一〇時か

(1)面会交流の日程等は、

月

当ではないであろう。 ととなり、 実施しない監護親を過剰に保護するこ 否定することは、実質的に面会交流を 点が定まっていないとして間接強制を とはないのに対して、細部の形式的な るのであれば、特に不利益が生ずるこ しなければならないのかが分かってい の履行を命じられている本人に対 るよう促すものであり、本人が何を、その命じられているところを履行 当事者間の公平を欠き、 妥

抗告人との面会交流を実施することに 万円程度ではないかと考えられるこ 未成年者らも小さなときからそのよう 剤師の資格を有しており、現在の正確 た平成二四年一〇月一二日からでも約 て ために相当と認める一定の額」につい条一項にいう「債務の履行を確保する な相手方の感情を投影して成長してお 激しい生理的な嫌悪感を抱いており、 な収入額は不明であるが、年収四○○ に会わせておらず、本件審判がなされ 四月の別居以降、未成年者らを抗告人 っていること、相手方は、平成一九年 額一〇万円(一人五万円ずつ)を支払 方に対し未成年者らの養育費として月 定するほかはないとし、 年四か月にわたって面会交流を実施 また、 ようとしていないこと、 現在では父親像に歪みが見られ、 本件では、相手方が抗告人に対し 裁判所の合理的な裁量によって決 本決定は、民事執行法一七二 抗告人が相手 相手方は薬

> 額」を不履行一回につき、一人二万円どを総合的に勘案し、上記の「一定の と決定したものである。 ついて相当の反発も予想されることな

しくないといい 審判に係る面会交流を禁止し、 交流を拒絶する意思を示していること し非監護親が子と面会交流をすることいては、最高裁決定1が「監護親に対 いているのに、相手方が無理矢理、面らが抗告人に対して著しい嫌悪感を抱明できる年齢になっており、未成年者 なる状況が生じたといえるときは上記 は、これをもって、上記審判時とは異 がされた場合、子が非監護親との面会 を許さなければならないと命ずる審判 と主張している。しかし、 会交流させるのは実際には困難である は一○歳で、いず とは認めつつも、長男は一二歳、長女 相手方は、本件審判が確定して 六三・九・四九参照)。本件において、近の裁判例の傾向について」家裁月報 り、 にとって重要な意義があるものであ交流する機会として、子の健全な成長 「子の引渡し・監護者指定に関する最しくないといわれている(松本哲泓 されていることを確認し、非監護親と り、面会交流は、子が非監護親から愛 母であっても、双方が子の養育に関わ ることは、子の福祉にとって重要であ これを制限する事情がない ところで、別居又は離婚した父 子の福祉のために好ま れも自分の意思を表 この点につ のに行 いるこ

> まま放置しておくことは、客観的かつものであると認定した上、これをそのらの抗告人に対する態度が形成されたをとるように仕向けた結果、未成年者 が非監護親との面会交流に消極的な意しているところであり、審判時に、子る理由となるものではない。」と判示 ろである。 妨げにはならないと判示しているとこ 長期的な観点から、 幼い未成年者らにも相手方と同じ対応 行いをしたわけではなく も、抗告人が未成年者らに対して危害ずる場合もあり得るのである。本決定 極的であることは、面会交流を命ずる 未成年者らが抗告人との面会交流に消 を阻害することが明らかであるから、 手方との関係が悪化し、 を加えたり、 観点から、非監護親との面会交流を命 向を示していたとしても、子の福祉の 基づく間接強制決定をすることを妨げ なり得ることなどは格別、 ための調停や審判を申し立てる理由と 会交流についての新たな条項を定める その福祉に反するような 未成年者らの福祉 、相手方がまだく、もっぱら相 上記審判に

監護親としては、再度、 合、間接強制ができないとすると、 照)にも従わず、家事審判で定められ 行の勧告(家事事件手続法二八九条参 じられた監護親が家庭裁判所による履接強制ができない以上、面会交流を命 た面会交流の内容を全く履行しない場 面会交流については直 、面会交流の調いとすると、非

> 認めたものであり、実務の参考となる の主文が監護親である相手方がなすべ めがあるとみることができ、本件審判未成年者らの引渡方法等についても定 主文を形式的に解釈するのではなく 停・審判を申し立てるほかはない。 ので、紹介する次第である。 決定は、面会交流を命じた本件審判 き給付の特定に欠けるところはない 審判時の当事者の合理的意思を忖度し 本件審判においては、 実質的に、 本 ح の

(仮名)

≪参照条文 民法七六六条Ⅰ 一七二条工 事件手続法七五条、 ; IĮ 民執法 家事

事 者✓ 抗告人 (債権者) 野

∧ 当

同代理人弁護士 甲

太

郎

棚

瀬

孝

雄

貴

相手方 (債務者) 菼 木 佳

同

未成年者 Z Z <ほか一名> ш ш 松 花 夫 子

(主文]

行力ある審判書正本に基づき、相手一 丙家庭裁判所▲事件番号略≫の執 原決定を取り消す。

(1) 未成年者らを面会させよ。 方は、抗告人に対し、下記の条件で 頻度及び日程

の第一日曜日とし、 二か月に一回。 ただし、毎偶数月 当該第一日曜日

てを却下し 渡場所を指定できるものと解釈すべきであ 定性に欠けるところはないから、本件申立 件審判は相手方のなすべき債務としての特 が面会交流の開始時間及び未成年者らの受 そのように合理的な解釈をすれば、 した原決定は不当であると主張し

本

第三 当裁判所の判断

て、本件抗告をしたものである。

容すべきものと判断する。 欠けるところがないから、 護親である相手方がなすべき給付の特定に 審判の主文は、その前提となった当事者間 のとおりである。 の黙示の了解事項をも含めて考えれば、監 当裁判所は、 原決定と異なり、本件 その理由は、 本件申立てを認 次

決定の「理由」二及び三に記載のとおりで 者」を「抗告人」と、「債務者」を あるからこれを引用する(ただし、 は、原決定を次のとおり補正するほか、 方」と、「当庁」を「丙家庭裁判所」 それぞれ読み替える。)。 二 基礎となる事実及び当事者の主張 「債権 「相手 ٤ 原

(原決定の補正)

町〉末尾に次のとおり加える。 未成年者らと有意な面会交流をすることが 成二二年一二月一日、現時点では抗告人に 交流を求める申立てをしたが、当庁は、 番号略》)において、未成年者らとの面会 できない状況にあり、 対して心理的に大きな抵抗感を有している 「抗告人は、 (1) 原決定二頁一七行目へ三二頁四段二七 同裁判の控訴審(当庁 面会交流を認めるこ ▲事件 平

> ことになるとして、 上記申立てを棄却

件審判)」と改める。 (2) 原決定二頁二四行目へ四~五行目 を 「(本

尾に次のとおり加える。 (3) 原決定三頁一六行目〈殷三元行目〉末

情を抱いている事実をもって、抗告人と未らすると、未成年者らが抗告人に拒否的感 を害する言動に及ぶことは考え難いことか 面会交流時に未成年者らに対してその心身 抗告人に拒否的感情を抱いていることがう のである。 当であるということはできない、 成年者らとの面会交流を否定することが相 れるのであって、 の間の長年の対立に起因するものと認めら かがわれるが、これは、抗告人と相手方と 「その理由とするところは、 抗告人が未成年者らとの 未成年者らが というも

交流すること自体はかまわないとしながらが、相手方は、未成年者らが抗告人と面会して面会交流の打ち合わせをしようとしたほかはないと考え、FPIC乙の職員を介 おり、 ŧ の実家(住民票上の住所地)に連絡をとる 方の連絡先として唯一判明していた相手方 が現在の住所地を秘匿しているため、 新たに判明した相手方の住所地に「面会交 は連絡を取らなかった。 話で連絡したものの、 あるなどとして、 (3) 未成年者らが面会交流を強く拒否して 無理矢理面会交流させるのは困難で 本件審判確定後、 FPIC乙の職員には 抗告人本人に対して 抗告人は、 また、 抗告人は、 相手方 相手

月の第三日曜日とする。 会が実施されなかったときは、その 日曜日と第二日曜日のいずれにも面 その月の第二日曜日とし、 に面会が実施されなかったときは、 当該第一

2232号 判例時報

(2)

げない。 告人の判断により短縮することを妨 回につき二時間とする。ただし、 渡しを受けるまでの時間を、 渡してから相手方が未成年者らの引 指定した者に対し未成年者らを引き 相手方が抗告人又は抗告人が予 面会一 抗

(3)面会交流の方法

第三者の立会いに要する費用は、坑三者を立ち会わせることができる。 告人が負担する。 ち会わない 甲県乙市内において面会を実施 抗告人は面会交流を支援する第 相手方は面会に立 抗

方は、 の不履行一回につき二万円を支払 項の義務を履行しないときは、 相手方が本決定の送達日以降、前 抗告人に対し、 未成年者一人 相手

弁書」(写し)記載のとおりである。 【理由】 第一 本件抗告の趣旨及び理由は、別紙 抗告の趣旨及び理由

対する相手方の答弁及び反論は、別紙「答ずれも写し)記載のとおりであり、これに抗告状」及び別紙「執行抗告理由書」(い 事案の概要 離婚の裁判の確定により、 . 「執行 長男

8 松夫(平成一三年《略》生)及び長女竹子 命じた丙家庭裁判所▲事件番号略≫事件の対し、抗告人と未成年者らとの面会交流を 申立て」という。)をした事案である。 払を求める間接強制の申立て(以下「本件 面会交流の不履行一回につき二五万円の支 の内容を相手方が全く履行しないとして、 は別紙主文目録に記載のとおりである。) 審判(以下「本件審判」という。その主文 四三年≪略≫生)が、元妻である相手方に て離婚した夫婦の元夫である抗告人(昭和 である相手方(昭和四五年≪略≫生) て「未成年者ら」という。)の親権者を母 (平成一五年≪略≫生。以下、 原審は、 両名を併せ とし

時、場所等が明示されていないから、債務引渡方法については、具体的な引渡しの日いては明示されてはいるが、未成年者らの交流の日時、頻度及び面会交流の長さにつ 告人の本件申立てを却下した。 渡しの内容が特定されていないとして、 者である相手方のなすべき未成年者らの引時、場所等が明示されていないから、債務 本件審判の主文において、面会 抗

審判の主文について、 年者らの送迎をすることが前提とされてい 家庭問題情報センタ 件審判においては、抗告人が公益社団法人 的な義務を履行せず、不誠実な対応に終始 乙」という。)を利用し、 そこで、これを不服とする抗告人が、本 いるから、 したりするなど、 相手方は、抗告人が面会交流の このような場合には、 -乙(以下「FPIC 債務者としての基本 債権者である抗告人 その職員が未成 連絡方法を 本件

たところ、 日程を連絡しても無視したり、

とは、

かえって未成年者らの福祉に反する

29

いときは、問か、そして、 ことができるか否かについて、 人に対して一定の金員を支払うよう命ずる 流することを許さなければならないか否 載のとおり、 まず、 抗告人に対して、 そこで、本件審判に基づいて、 間接強制として、相手方が抗告 相手方がその義務を履行しな 抗告人が未成年者らと面会交 別紙主文目録に記 検討する。 相手

の意思を表明できる年齢になっており、未年≪略≫生まれの一○歳で、いずれも自分年≪略≫生まれの一二歳、長女は平成一五ていることは認めつつも、長男は平成一三 交流させるのは実際には困難であると主張 抱いているのに、相手方が無理矢理、面会 成年者らが抗告人に対して著しい嫌悪感を いる。 相手方は、 本件審判が確定し

ろう」「お母さんを苦しめるな」などと乱 に提出しており、また、長男は、FPIC思ってません。」などと書いた書面を原審 か?」「わたしは、あなたのことが世界一お母さんをくるしめないでもらえます 乙から相手方に送られた文書に、 るな、ふざけるな、ふざけるな」「死、死」 「おまえは死ねばいいんだよ、このクソや 「お母さんにぼうりょくをふるっ 確 かに、 いだし、あなたのことお父さんなんて めてもらえますか?」「わたしたちの 一件記録によれば、 長女は、 たり本当 「ふざけ

> して、夫婦の亀裂が決定的なものとなってでは負ける抗告人が相手方の腕を叩くなど がら、 して きる限り相手方と接触しないように、朝は であることが容易に推認される。ちなみ大きく受けたことによって獲得されたもの 居して一緒に生活している相手方の影響を て暴力を加えたりしたことはないから、未相手方とが接触して抗告人が相手方に対し 成年者らの上記の感情は、未成年者らが幼 は四歳であったのであり、 居しており、その当時、長男は五歳、長女 相手方とは、平成一九年四月上旬頃から別 に対して激しい憎悪に近い特殊な感情を有 て、 暴に大きな字で走り書きしているのであ の食事を一切作らなくなり、抗告人もで き、平成一八年一月頃には相手方は抗告 現時点において、未成年者らが抗告人 かましく注意し、 同じく一件記録によれば、 ることが一応認められる。 ^カレートしていったことから、口次第に抗告人の人格まで非難する 抜け落ちた髪の毛を放置したなど 浴室やトイレの電気を消し忘れ 目の付くところに 以後、抗告人と その後同 抗告人と しかし 相手方

の長男も「早く切れ。」と長女に命じるな女が「あっ、おやじだ。」と発言し、四歳中に自宅に電話をすると、わずか三歳の長り、平成一八年八月頃に抗告人が海外出張 おり、 幼いときから、 未成年 な姿勢であることは明らかである。 抗告人に対する特殊な感情を抱くに至って 悪感を感じた相手方の影響を強く受けて、 ころである。このように、未成年者らは、 どの状況であったことが認定されていると らと一緒に別室に移動するなどしたため、 食事中に抗告人が近づくと、未成年者 抗告人との面会交流に極めて消極的 抗告人に対して汚い、臭いなどと罵 者らも抗告人を蔑視するようにな 抗告人に対して生理的な嫌

されてい では、未成年者らの監護者としての適格性 己の不安定な感情にまかせて実質的に阻害 人との健全な父子関係の構築や発展を、自したものと同じであり、未成年者らと抗告の抗告人に対する受け止め方や評価を操作 5 行 害を加えたとか、その福祉に反するようなは、父として、未成年者らに対して何か危しかしながら、他方において、抗告人 にも大きな問題があるところである。 してきたものということができ、その意味 の未成年者らの抗告人に対する態度が形成 対応をとるよう仕向けた結果、 方がまだ幼い未成年者らにも相手方と同じ 手方との関係が悪化したことにより、 いをし その意味では、相手方は、 現在では、 たということはなく、 ったものであると考えられるか 未成年者らはいず 未成年者ら 徐々に現在 もっぱら相 れも 相手 0

である。 将来の福祉に適うものであることは明らか 交流を実現していくことが、 擁する組織であるから、本件においても、 関係に大きな傷を受けており、 伴ってさまざまな悩みや不安を感じたり つでも徐々に未成年者らと抗告人との面会 ような問題について家庭裁判所の調査官等 えられるが、幸いにも、FPICは、その るなどのケアが必要な状況にあるものと考 うでなくても自我の発達や身体的発育等に 歳を超えて思春期に差し掛かっており、 として豊富な知識と経験を有する人材等を 早期に専門家のカウンセリングを受け IC乙の手助けを受けながら、 い年頃であるのに、抗告人との父子 未成年者らの 本来であれ

少しず

抗告人は未成年者らにとって血を分けた父 MARKELL - MENNING とおり、自分は未成年者らと抗告人との面会交流を否定するつも者らと抗告人との面会交流を否定するつも 無視 者らが抗告人との面会交流を嫌がって のであるから、本来であれば、仮に未成年 らと抗告人との面会交流を命じられている である。相手方は、これまでにも未成年者 員に対しても一方的に苦情を述べて連絡し 返し送達されているにもかかわらず、 等が印刷されている封筒で関係書類が繰り 手方は、原審から裁判所所定の名称と住所主張しているが、一件記録によっても、相 主張しているが、一件記録によっても、回会交流を嫌がっているので仕方がない ないよう申し入れるなどして、全く誠意あ る対応をとろうとしていないことは明ら して受け取らず、 FPIC乙の関係職 全く

告人がトイレを使用した後に蓋を閉めなかおいても、夫婦が不仲となった原因は、抗に、抗告人と相手方との離婚訴訟の判決にであることが容易に推認される。ちなみであることが容易に推認される。 が口や たとか、 ったとか、 ことからまた、 帰宅するなど生活もだらしなくなり、 出勤直前まで寝ていて、夜は外食して遅く たうえ、 人 ζ.) 注意の張り紙をするなど異常な対応をとっ の日常生活の些細なことに対して、 などエスカレートして かったときの体験だけではなく、 相手方は、 未成年者らの前

いればよいというものでまて、はや未成年者らの現在の気持ちを尊重してはや未成年者らの現在の気持ちを尊重して温祉を阻害することが明らかであって、もに、「「」は、「長期的観点から、未成年者らの 気よく説明するなどして、未成年者らが抗 態度等をそのまま経験的に感じさせていく 乙等の専門家の手助けを受けながら、少し 抗告人が未成年者らと会うのを妨げてお でも心のわだかまりを解消できるよう努力 告人と少しでも直接交流して、 ることを許さなければならないと命じ 相手方が抗告人に対して一定の金員を支払 ずつでも徐々に未成年者らと抗告人との面 力になってくれる存在であることなどを根 うよう命ずることができるか否かについ との面会交流を実現しようとせず、その義 人との面会交流に消極的であるということ 抗告人が未成年者らとの面会交流をす 未成年者らと抗告人との面会交流を命 れをそのまま放置しておくことは、 いざというときには未成年者らの しないときは、間接強制として、 にはならないというべきである。 相手方が未成年者らと抗告人 別紙主文目録に記載 ることは明らかで 父である抗告人の姿や 未成年者らを口実に、 全くこれを実現 未成年者らが抗告 相手方は抗告 わずかず のとお 6 7 ともかく、 うにできる限り環境を整えつつ、未成年者年者らと抗告人との面会交流が実現するよ ず、かえって面会交流を阻害しようとして手方において、そのような努力を全くせにこぎ着けるべきものである。しかし、相 得られた情報によってではなく、直接自ら せ、 利益は、現在の未成年者らの意思に任せ 等が具体的に定められて 接強制をすることができるというべきで 相手方は、 抗告人と会って得られた情報によって、父 も、未成年者らの利益が最優先されるべきらとの面会交流が定められているとして 対し間接強制決定をすることができると解 いえる場合は、 の面会交流時間の長さ、 において、 護親に対し非監護親が子と面会交流をす る。 いる場合には、要件さえ整っていれば、 に未成年者らと抗告人との面会交流の実現 のであるから、父である抗告人と母である である抗告人を認識することこそ必要なも らと抗告人との面会交流を少しでも実現さ しておくことではなく、 ことは当然であるが、本件で未成年者らの っとも、非監護親である抗告人と未成年者 ことを許さなければならないと命ずる審判 べき給付の特定に欠けるところがな この点について、最高裁判所は、「監 未成年者らにおいて、相手方を介して 抗告人との面会交流をしないまま放置 面会交流の日時又は頻度、 できる限りの努力をして、任意 お互いの相手方に対する感情は 上記審判に基づき監護親に (最高裁平成二四 少しずつでも未成 子の引渡しの方法 いるなど監護親が

ことが必要であるから、

会交流を実現して、

は、

んる妨げ

(2)

示 決定・民集六七巻三号八六四頁参照) \ 角第四八号同二五年三月二八日第一小法廷 している。 と判

2232号 判例時報

すべきであるのに、

には、 成年者らを送迎することになっていたこと 者双方の共通の認識になってい 同職員に未成年者らを引き渡すことが当事 告人が予め指定した者に対し未成年者らを 審判の主文②には、相手方が抗告人又は抗 てはいない。しかしながら、 場所等は、その記載上は具体的に特定され できるとされているが、未成年者らの引渡流を支援する第三者を立ち会わせることが 甲県乙市内において面会を実施し、 法等については、本件審判の主文(3では、 ろはない。これに対して、子の引渡しの方る相手方がすべき給付の特定に欠けるとこ 会交流時間の長さについては、監護親であ 5 定められており、また、本件審判の主文(2) として毎偶数月の第一日曜日とすることが月の翌月から二か月に一回の割合で、原則 び 日 本件審判の主文(1)には、 討すると、別紙主文目録に記載のとおり、 を認めている。)。そして、 められる(相手方もFPIC乙の職員が 引き渡すことが明記されており、 つき二時間とすることが定められているか 件記録によれば、 面会交流の日時又は頻度及び各回の面 程として、 面会交流の時間として、面会一回に これを本件について具体的に検 IC乙の職員であり、 本件審判確定の日の属する 抗告人が予め指定した 面会交流の頻度及 抗告人は、 C乙の職員に 他方で、 たことが認 しかも、 相手方が 面会交 本件

間

り、そのことを前提として、本件審判でらを引き渡すということで黙示の合意があで、相手方がFPIC乙の職員に未成年者の方法についても、抗告人と相手方との間 とができ、 頼し、 実現させるため相手方と打ち合わせをし うもない状況であるから、相手方側で上記IC乙の職員が未成年者らを迎えに行きよようとしていないのであり、抗告人やFP と主張しているが、そもそも抗告人やFPに来るはずなのに、迎えに来なかったなど FPIC乙ファミリー相談室に未成年者ら 平成二五年五月五日付けで、同年六月二日 かったものである。ちなみに、抗告人は、流に必要な具体的な打ち合わせも進展しな うとしたが、相手方が怒って、 あることが ては、面会交流の実施に必要な子の引渡し る。このような本件の事実関係の下においらを送り届けるしかないことも明らかであ FPIC乙ファミリー相談室まで未成年者 は、FPIC乙の職員が未成年者らを迎えをしたりしていた。これに対して、相手方 を送り届けて、その職員に預けるよう連絡 午前一〇時から一一時三〇分まで、乙市の ないよう申し入れるなどしたため、 に対し、相手方の実家に連絡したり来訪し して、未成年者らと抗告人との面会交流を IC乙の職員に対して住所を秘匿して教え 上記のような定め方がなされたも 実質的に、未成年者らの引渡方法等に 同職員が相手方の実家を訪れるなど も具体的な定めがあるものとみるこ 認められる から、本件審判で F P I C Z 面会交

いるにもかかわらず、

上記のとおり、

各回

判所は、 当と判断する。 は、間接強制として、 が未成年者らと抗告人との面会交流を実現 告人において未成年者らの引渡場所等を一 るが、そのような見解は採用しない。当裁 方的に指定することができると主張してい なお、抗告人は、本件の経過の下では、抗 して一定の金員を支払うよう命ずるのが相 ころはないものと認めるのが相当である。 る相手方がなすべき給付の特定に欠けると 上記のことを前提として、 その義務を履行 、相手方が抗告人に対義務を履行しないとき 相手方

とい 強制金の額は、 ずることは、 行命令に対する違反を阻止し、命じられた 総合的に考慮して、 なりかねず、 未成年者らの経済的安定を脅かすことにも 力を有するものでなければならない によって決定するほかはない。 履行を実現させるため、 点である。間接強制における強制金は、 の強制金の支払を命ずるのが相当かという その義務を履行しなかったときに、 (3)って、過大な金額の強制金の支払を命 そうすると、 相当ではない。したがって、 相手方と生活を共にしている 一件記録に現れた諸事情を 裁判所の合理的な裁量 次の問題は、 一定の心理的強制 相手方が が、 いくら 履 か

る。

月一二日からでも約一年四か月にわたっらず、本件審判がなされた平成二四年一 居以降、 額一○万円(一人五万円ずつ)を支払って手方に対して未成年者らの養育費として月 未成年者らを抗告人に会わせて 相手方は、 一件記録によれば、抗告人は相 ∜一年四か月にわたってはされた平成二四年一○9を抗告人に会わせておりを抗告人の

> には、 につき、 事実が認められるから、これらの事実を総 手方は抗告人に対して激し 円程度が見込まれること)、本件では、 年収四○○万円程度ではないかと考えられ また、 支払うよう命ずる ければならないとの義務を履行 合的に勘案すれば、相手方が抗告人に対し 面会交流を実施しようとしていないこと、 て未成年者らと面会交流することを許さな ついて相当の反発も予想されることなどの 長しており、現在では父親像に歪みが見ら からそのような相手方の感情を投影して成 感を抱いており、 一〇万円の養育費を加えると年間五〇〇万 ること(これに抗告人から支払われる月額 抗告人との面会交流を実施することに 現在の正確な収入額は不明であるが、 相手方は抗告人に対し、不履行一回 相手方は薬剤師の資格を有して 一人二万円の割合による強制金を 未成年者らも小さなとき \mathcal{O} が 相当というべきで い生理的な嫌悪 しない場合 あ

> > (2)

消した上、 こととして、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 四 島村典男) よって、 抗告人の本件申立てを認容する これと異なる原決定を取 須藤典明 裁判官 小川 ŋ

別 別紙紙 別紙 別紙 執行抗告理由書(写し)へ略》 執行抗告状(写し) <略> 答弁書 (写し) <略>

相手方は、主文 以下同じ。)に対 Ľじ°)に対し、下記の条件、申立人(抗告人と読み妹 件でえ

主文目録

未成年者らを面会させよ。 頻度及び日程

曜日の 二日曜日とし、当該第一日曜日と第二日が実施されなかったときは、その月の第第一日曜日とし、当該第一日曜日に面会 たときは、 ら、二か月に一回。ただし、毎偶数月の 時間 本審判確定の日の属する月の翌月 いずれにも面会が実施されなかっ その月の第三日曜日とする。 か

することを妨げない。 する。ただし、申立人の判断により短縮 までの時間を、 した者に対し未成年者らを引き渡してか ら相手方が未成年者らの引渡しを受ける 相手方が申立人又は申立人が予め指定 面会一回につき二時間と

相手方は面会に立ち会わない。
いに要する費用は、申立人が負担する。ち会わせることができる。第三者の立会ち会わせることができる。第三者を立立人は、面会交流を支援する第三者を立 (3)面会交流の方法

参考 '原審決定

させよ。 権者に対し、 力ある審判書正本に基づき、 主文 理由 丙家庭裁判所▲事件番号略≫の執行 本件申立てを却下する。 下記条件で未成年者らを面会 申立ての趣旨 債務者は、

債

二ヶ月に一回。 頻度及び日程

日曜日とし、 当該第一日曜日に面会が実施回。ただし、毎偶数月の第一

> の月の第三日曜日とする。 れにも面会が実施されなかったときは、 されなかったときは、その月の第二日曜日 当該第一日曜日と第二日曜日の 6.1 そ ず

妨げない。 時間を、面会一回につき二時間とする。務者が未成年者らの引渡しを受けるまで た者に対し未成年者らを引き渡して 債務者が債権者又は債権者が予め指定し 債権者の判断により 短縮す うることを してから債 してから債

面会交流の方法

(ウ)

せ 会に立ち会わな 者は面会交流を支援する第三者を立ち会わ る費用は、 甲県乙市内において面会を実施し、 ることができる。第三者の立会いに要す 債権者が負担する。 債務者は 債権

務者は債権者に対し、不履行一回につき二以降、前項の義務を履行しないときは、債 五万円の割合による金員を支払え。 債務者が、本決定の告知を受けた日 債

基礎となる事実

婚した。 ^略>生) ▲略>生)の各親権者を母として、 ₹≫生)及び長女竹子 (平成一五年当事者間の長男松夫 (平成一三年 債権者及び債務者は、 元夫婦である 裁判離

号略≫)を申し立て、 を債務者に求めた。 の監護に関する処分の調停(当庁へ事件番 (2) 債権者は、 平成二二年九月二日、子 未成年者らとの面会

により終了し、 同事件は、平成二三年七月七日、 審判事件に移行した 不成立 (当庁

債権者の主張

は ア(1) 絡すればいいのか等について回答しなかっを通せ」と述べる一方で、どの弁護士に連 記職員に対し、「実家には来るな、弁護士 会交流の設定を要求したが、債務者は、上 —相談室の職員を通じて、債務者に対し面 (以下「FPIC乙」という。)ファミリは、公益社団法人家庭問題情報センター乙 平成二五年一月中旬ころ、債権者

2232号 判例時報

をさせる旨の審判が出された

(以下「本件

成二四年一〇月一二日、下記の条件で面会 所調査官による子の状況等調査を経て、 ▲事件番号略≫)。審判移行後、家庭裁判

平

審判」という。)。

曜日とし、

当該第一日曜日に面会が実施

月に一回。

審判確定の日の属する月の翌月

ただし、毎偶数月の第一日の日の属する月の翌月から二

頻度及び日程

日とし、当該第一日曜日と第二日曜日の

されなかったときは、その月の第二日曜

いずれにも面会が実施されなかったとき

その月の第三日曜日とする。

時間

絡もなかった。 かった。また、来られないことについて連いたが、債務者は未成年者らを連れてこな 乙職員らと同ファミリー 同年二月一七日、 債権者、 相談室で待機して F P I C

行勧告を申し出た。 ウ 債権者は、丙家庭裁判所に対し、 履

月七日に乙市内のFPICで待っているこ査官は、債務者の父に対し、平成二五年四を送付した。また、同年三月七日、同庁調 とを債務者に伝えてほしい旨連絡した。 同日 同庁調査官は、 債権者、FPIC乙職員らで、 同月二六日付履行勧告書 同

までの時間を、

る。

ただし、債権者の判断により

債権者の判断により短縮面会一回につき二時間と

ることを妨げない。

面会交流の方法

ら債務者が未成年者らの引渡しを受ける

た者に対し未成年者らを引き渡してか 債務者が債権者又は債権者が予め指定

務者は未成年者らを連れてこなかった。ファミリー相談室にて待機していたが、 た、 来られないことについて連絡もなかった。ま 債

不履行 二月以降、 的とする債務の履行を一切拒否し、 I して 上によれ 債務名義に表示された行為を目 債務者は平成二五年 これを

万円の養育費を支払って そして、 債務者の収入、 ₹2 債権者は月一〇 ること、 債務者

> 金の金額は高額に設定する必要がある。 を拒否していることなどからすれば、強制は六年にわたって、強硬に面会交流の設定

てほしい旨述べた。そして、二六日は都合が取れた。このとき、実家への連絡はやめかなかつながらず、三日目にようやく連絡は、連絡先電話番号に電話をかけたが、な がらなかった。その後も電話をしたがつなれてしまった。その後も電話をしたがつな いと来てしまう、などと伝えた。債務者対し、上記職員の連絡先を伝え、連絡しな 翌日、債務者の母が未成年者である当事者えた、感じが悪い人だなどと話した。その来るといっていた、確認して連絡すると伝 が悪い旨伝えたが、日程の調整がつかず、 間の長女竹子(以下「長女」という。) した。同人は、債務者に連絡し、 の者か分からないまま、債務者の母が対応 から、実家に電話があり、 平成二五年一月頃、 F P どのような立場 IC乙職員 二六日に に

は、 σ 権者に確認してほしいと伝えると、 訪はやめてほしい、自分への連絡方法は債 61 たため、同人に電話をかけ、 実家への連絡はしないことを約束し 債権者と連絡がとれないと話したもの 数日後、 上記職員が自宅に来たと聞 実家への来 同人

信用できないと伝えた。 たことを聞き、同人に対して苦情を述べ、 しか 数日後、 ま た同人が実家に赴

61

自分のところには、 子 らの

> 面会開始の時間などについては決められて会について連絡が来ていない。審判では、 することになっていた。 判書 では、 FP いまま、FPIC乙で債権者と職員が待 いなかったため、開始時間も決まって いたことは知らなかった。そもそも、 IC乙職員が子らの送迎を いな 審 つ

が、強く拒否している。 I. 強く拒否している。 債権者と未成年者らが面会すること いるが、 未成年者ら

当裁判所の判断

き時期が到来しているが、 同年四月の二回、債務者が義務を履行す いな 本件審判確定後、 61 平成二五年二月、 いずれ も履行さ ~"

る。 待機していたのを知らなかっ 者らが、未成年者らとの面会交流に備えて められておらず、また、FPIC乙で債権 (2) 債務者は、 面会交流の開始時間が決 たと主張す

平成二五年三月二八日第一小法廷決定)。 渡し 命ずる審判において、面会交流をすることを許さなけ とができると解するのが相当である づき監護親に対し、間接強制決定をするこ ど監護親がすべき給付の特定に欠けるとこ 頻度、各回の面会交流時間の長さ、 ろがないといえる場合には、上記審判に基 の方法等が具体的に定められているな 監護親に対し非監護親が子と面会 流時間の長さ、子の引、面会交流の日時又は れば ならな (最判 61

は主文において明流の日時、頻度、 これを本件審判についてみると、 明示されており、これら面会交流の長さについ 面会交

を棄却

平成二四年一二月二七日、

等裁判所に対

が、

東京高等裁判所は、

確 抗定 告

務者は面会に立ち会わない。

本件審判を不服として東京高

し即時抗告をした(同庁≪事

に要する費用は、

債権者が負担する。

債

会わせることができる。第三者の立会い権者は面会交流を支援する第三者を立ち

甲県乙市内において面会を実施し、

債

34

点の特定には欠けるところはない。 しかしながら、未成年者らの引渡し方法 としては、相手方(債務者)が申立人(債 権者)又は申立人(債権者)が予め指定し た者に対し引き渡すことが定められている のみで、具体的な引渡しの日時、場所等が 明示されているものではない。 この点、本件審判は、面会の開始時刻に ついては、状況に応じ、当事者間で協議し て定めることを予定したため、債務者がな すべき未成年者らの引渡しの内容を特定し ていないと認められる。

そうすると、本件審判においては、債務 はいえず、本件審判に基づき間接強制決定 はいえず、本件審判に基づき間接強制決定 をすることはできない。 の、なお、債務者は、未成年者らが、面 会交流を望んでいないことを理由とする 務者の不履行を正当化する理由にはならな べく尽力することをも求めているから、債者らの債権者に対する嫌忌の感情を緩和す ったことを指摘し、相手方に対し、未成年その背景に当事者間の深刻な対立関係があ面会に対して拒否的であることをふまえ、

よって、主文のとおり審判する。申立ては理由がない。間接強制決定をすることはできないから、間接強制決定をすることはできないから、